

---

## 全国小水力利用推進協議会のご案内

---

2015年度

全国小水力利用推進協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うとともに、小水力利用事業の普及発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的として2005年7月16日に発足した団体（法人格を持たない任意団体）です。

- (1) 役員等…………… p. 2
- (2) 連携している各地域団体…………… p. 4
- (3) 2015年度事業計画…………… p. 5
- (4) 2015年度事業収支予算…………… p. 7
- (5) 規約…………… p. 8

### 全国小水力利用推進協議会 事務局

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-25-2 巣鴨 note ビル 4階

電話 03-5980-7880、ファクス 03-5980-7065

メール [info@j-water.org](mailto:info@j-water.org)、ホームページ <http://www.j-water.org>

## (1) 役員等

### ■ 役員

役職	氏名	肩書等
会長・理事	愛知 和男	前衆議院議員、元環境庁長官
副会長・理事	沖 武宏	一般社団法人小水力開発支援協会顧問
	竹村 公太郎	公益財団法人リバーフロント研究所理事長、元国土交通省河川局長
理事	上坂 博亨	富山県小水力利用推進協議会会長
	片島 一平	中国小水力発電協会会長
	金田 剛一	ハイドロ・エコロ技術士事務所
	兼瀬 哲治	熊本県小水力利用推進協議会会長、NPO くまもと温暖化対策センター理事
	菊沢 正裕	福井小水力利用推進協議会会長
	古賀 康正	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	後藤 眞宏	(独) 農研機構 農業工学研究所
	小林 久	茨城大学教授
	高崎 満	鹿児島県小水力利用推進協議会事務局長
	千矢 博道	NPO クリーンエネルギー・フォーラム顧問
	堤 孝雄	岡山県小水力利用推進協議会理事
	戸川 裕昭	住友共同電力株式会社
	豊岡 和美	一般社団法人徳島地域エネルギー理事
	中島 大	一般社団法人小水力開発支援協会代表理事
	平野 彰秀	岐阜県小水力利用推進協議会事務局長 一般社団法人小水力開発支援協会理事
	古谷 桂信	高知小水力利用推進協議会
	洞口 幸男	ぐんま小水力発電推進協議会
	堀内 道夫	株式会社光と風の研究所所長、静岡大学客員教授
	前田 典秀	NPO クリーンエネルギー・フォーラム理事長
	松尾 壽裕	一般社団法人小水力開発支援協会理事
丸山 幹夫	長野県小水力利用推進協議会副会長、NPO 地域会議副理事長	
森 武昭	神奈川工科大学教授	
監事	石井 洋志	ぐんま小水力発電推進協議会事務局
	中込 秀樹	山梨県小水力利用推進協議会副会長、秀建コンサルタント代表取締役

(五十音順)

■ 運営委員

	氏 名
事務局長・運営委員・理事	中島大
運営委員・理事	金田剛一、古賀康正、後藤眞宏、小林久、前田典秀、松尾壽裕
運営委員	永井健太郎

(五十音順)

■ 顧問

岩井 國臣	元参議院議員
大河原 まさこ	前参議院議員
加藤 修一	前参議院議員
塩川 鉄也	衆議院議員 (共産党)
篠原 孝	衆議院議員 (民主党)
福島 みずほ	参議院議員 (社民党)
古川 禎久	衆議員議員 (自由民主党)
谷津 義男	元衆議院議員
吉井 英勝	前衆議院議員

(五十音順)

## (2) 連携している地域団体

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構	〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西6-15-1 札幌あおばビル 11F	011-223-2062
富良野地域小水力発電普及協議会	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1-1 富良野市総務部市民環境課環境係	0167-39-2308
奥羽山系仙北平野水資源調査研究会	〒014-1113 秋田県仙北市田沢湖卒田早稲田430 株式会社わらび座内	0187-44-3853
NPO 会津みしま自然エネルギー研究会	〒969-7516 福島県大沼郡三島町大字大登字寺沢 1051番地2	
ぐんま小水力発電推進協議会	〒370-3531 群馬県高崎市足門町693-1 (有)石井設備サービス内	027-372-2839
新潟県小水力利用推進協議会	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町10-2 技術士センターI NPO 法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム内	025-281-1911
富山県小水力利用推進協議会	[本部] 〒930-1292 富山県富山市東黒牧65-1 富山国際大学現代社会学部内 [事務局] 〒939-1644 富山県南砺市福光6980	076-483-8000 (本部)
福井小水力利用推進協議会	〒918-8231 福井県福井市問屋町2-19-2 藤沢電機管工株式会社内	0776-21-2017
栃木県小水力利用推進協議会	〒326-0845 栃木県足利市大前町268-1 足利工業大学総合研究センター内	050-5586-8322
山梨県小水力利用推進協議会	〒400-0065 山梨県甲府市貢川2-1-13 NPO フィールド21内	055-228-3830
長野県小水力利用推進協議会	〒381-2204 長野県長野市真島町真島792-1 アーチコンサルタンツ(株)内	026-217-8288
岐阜県小水力利用推進協議会	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F ぎふNPOセンター地域再生機構内	058-272-9303
NPO 法人アースライフネットワーク (静岡県温暖化防止対策センター)	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町12-5 丸伸ビル2F	054-271-8806
なばり自然エネルギー推進協議会	〒518-0747 三重県名張市梅が丘北2-162	0595-64-4453
関西広域小水力利用推進協議会		080-7051-5830
吉野小水力利用推進協議会		

東吉野小水力利用推進協議会		
岡山県小水力利用推進協議会	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 1-6-7 NPO 法人おかやまエネルギーの未来を考える会内	086-232-0363
中国小水力発電協会	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 4-7-3 J A 広島中央会農政営農部内	082-243-6754
一般社団法人徳島地域エネルギー (徳島小水力利用推進協議会)	〒770-0935 徳島県徳島市伊月町 1-32 徳島県土地改良会館 5F	088-624-8375
愛媛県自然エネルギー利用推進協議会	〒791-3142 愛媛県伊予郡松前町上高柳 508-8 キカイ・ジャパン合同会社内	089-908-4363 (キカイ・ジャパン)
高知小水力利用推進協議会	〒782-0003 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 高知工科大学地域連携棟 302	
熊本県小水力利用推進協議会	〒860-0031 熊本市中央区魚屋町 2-5 サンコミビル 3 F NPO 法人くまもと温暖化対策センター	096-356-4840
鹿児島県小水力利用推進協議会	〒895-0012 鹿児島県薩摩川内市平佐町 2425-3	0996-23-8470
ひおき小水力発電推進協議会	〒899-2503 鹿児島県日置市伊集院町妙円寺 1-1303-5	090-2097-7940 (及川携帯)

### (3) 2015 年度事業計画 (総会決議より一部省略、事業期間 2015 年 5 月～2016 年 4 月)

#### 1. 会のあり方、方向性について

2005 年 7 月に発足してから 10 年が経過し、会の社会的位置づけ、役割が大きく変わってきました。当初は有志による市民団体として出発し、会員も個人会員が中心でした。当時はまだ「小水力発電」の知名度も低いものでした。

設立当初最初に掲げた政策目標は「小水力を新エネに」でした。「新エネルギー法」が定める新エネの中に小水力が含まれておらず、太陽光や風力のような推進策の対象になっていなかったからです。

この提言は思ったより早く、2007 年の政令改正で実現し、1000kW 以下の小水力発電が新エネに含まれるようになり、RPS 法の対象にもなりました。そして、小水力発電を対象にした全国団体が他になかったこともあり、次第に存在が認知されていきました。行政関係・政治関係の会合に出る機会が少しずつできはじめ、イベントや出版物、ホームページなどを通じて関心を持つ企業も増加しはじめました。

2012 年には固定価格買い取り制度がスタートし、発電事業として小水力発電が成り立つようになると、ビジネス方面からの関心が大きく高まり、団体会員が急増、前期末にはとうとう団体正会員の数が個人正会員を上回りました。

設立 10 周年の節目に、当協議会は大きな転換点を迎えています。

主な課題を次に列挙します。これらの課題をどのような形で会のあり方、活動方針に反映していくか、今年度 1 年間をかけて理事会・運営委員会で検討し、また会員の皆様方のお知恵もいただきながら、組織体制や次年度以降の活動方針としてまとめて行くこととします。

#### 【主な課題】

- 小水力発電分野の「業界団体」としての役割を、政府や与野党・議員連盟などから求められるようになった。
- 上とも関連して、会員企業との連携体制をどのように構築するか。
- 設立以来、地域団体の設立を促進し、連携して活動するという方針を持っている。このネットワークを活かすための方策。
- 他の政策提言団体との連携。

#### 2. 個別の事業計画および予算

個別の事業については、以下の計画の下で進めることとし、資料 4 のとおり予算を定めます。

##### 2-1. 政策・具現化推進事業

総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会オブザーバーとしての役割を果たすとともに、その他関連する委員会等を傍聴し、政策動向を把握して地域団体や会員と共有するとともに、適切なタイミングで提言やパブコメを発信します。

地域団体や会員の要望を集約し、規制緩和その他の政策提言を行います。

予算的には、諸会費と、旅費・会議費を盛り込みました。

## 2-2. 教育研修事業

昨年から継続している「小水力開発インテグレーター養成事業」の内容を見直し、改善します。

実務研修会は5-6月に東京と京都で（すでに実施し）、10月頃に東京で開催します。

インテグレーター養成と実務研修会の講義内容をもとに、小水力発電の担い手育成のためのカリキュラムを構築し、講義資料を整備します。

入門セミナーは年間4回程度開催します。また講義内容の見直しを行い、次年度には新カリキュラムを導入できるよう検討します。

教育研修事業を収益事業として発展させることを目指します。

講師派遣事業については費用先方持ちが原則であり、予算上の収支はありません。

## 2-3. 情報・交流事業

毎年開催している「小水力発電シンポジウム」を7月18日午後に開催します。

展示会については、毎年5月に開催される「地球温暖化防止展」にすでに出展し、それ以外の出展予定はありません。

当協議会は来年で設立10周年を迎えることから、それを記念して「全国小水力発電大会」を11/18～19に北とびあ（東京都北区王子）で開催します。

「小水力発電事例集2015」を11月に発行します。

ホームページとデータベースについては、必要に応じて微修正を加えつつ、運用します。

メディア連携は、これまでの相手先との連携を継続するとともに、新たな連携先があればネットワークを広げていきます。

予算は予算表のとおりです。

## 2-4. 地域団体連携事業

日常的な連携活動については、メーリングリスト等インターネットを通じた情報交換を、これまでどおり密接に行います。これについては予算執行をとまいません。

地域団体が開催する総会やイベントへの講師派遣（予算上は「2. 教育研修事業」中「講師派遣」）や、年2回開催予定の理事会に地域団体代表者を招くこと（予算上は「6. 組織運営」中「理事会旅費」）は、他の事業枠で予算化しましたが、「地域団体連携事業」としての予算も若干盛り込みました。

## 2-5. ANSWAP 事業（アジアネットワーク事業）

前年度に引き続き JAICA に協力して研修事業を進めます。

また、海外との交流に関して会員の意向調査を行い、要望があればあらたな事業を企画します。

若干の活動費と、事業参加収入を予算化しました。

## 2-6. 組織運営

昨年度に大きな赤字を出してしまった（累積で約100万円）ため、2-3年程度かけて累積赤字解消することを目指します。

団体会員が増加していることを反映し、会費収入を去年より多く見込みました。それ以外は前年度実績をふまえた金額を予算化しました。

#### (4) 2015 年度事業収支予算

(金額は千円)

項 目	支出	収入	備 考
1. 政策・具現化推進事業			
・他団体連携事業費	20	0	諸会費等
・その他政策・具現化事業費	50	0	会議費・旅費・諸会費等
2. 教育研修事業			
・インテグレーター育成	4,900	3,800	地球環境基金助成金収入
・流量観測ワークショップ	20	0	アルバイト代等
・実務研修会	2,000	2,600	受講費収入、開催費用
・入門セミナー	140	450	受講費収入、会場費・印刷費等開催費用
・講師派遣	0	0	原則先方持ち
・研修会等共通用	920	0	備品・消耗品費、アルバイト代等
3. 情報・交流事業			
・小水力発電シンポジウム	210	0	会場・音響機器等借料、講師料、その他費用
・全国大会	4,800	4,600	特別会費・参加費収入、会場等費用、講師料等
・展示会出展	900	1,000	特別会費収入、実施費用
・データベース整備	240	0	ウェブ関係費用、アルバイト代
・ホームページ整備	140	0	管理運営委託費、管理内部費用
・ニュースレター発行	560	0	
・事例集	140	0	
・メディア連携事業	10	0	
・その他広報・イベント事業	10	0	
4. 地域団体連携事業			
・地域団体連携費全般	90	0	スタッフ等旅費、会議費等
5. ANSWAP 事業			
・海外事業研究会	100	100	研究会等参加会費収入、交通費等活動費
6. 組織運営			
・組織運営に関わる会議開催	310		総会・理事会・顧問会議・運営委員会
・会費等収入		6,350	
・事務局運営費	2,950		家賃、事務局人件費その他
6. 事業外収支			
・雑収入		0	
・繰越金・予備費	-620	-1,010	
合 計	17,890	17,890	



# 全国小水力利用推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を東京都豊島区巣鴨3-25-2に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の3種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した個人および団体
- (3) 情報会員 協議会から情報を受け取るために入会した個人および団体

2 会員は以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 2,000 円、年会費 10,000 円
- (2) 団体正会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円
- (3) 個人賛助会員 年会費 3,000 円（入会金なし）
- (4) 団体賛助会員 年会費 5,000 円（入会金なし）
- (5) 情報会員の会費は提供する情報に応じて事務局長が定め、理事会の承認を受ける

(理事)

第6条 協議会に理事をおき、理事会で本規約に定める議決を行うとともに、会長を補佐し第2条の目的を遂行するために活動する。

2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。

3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。

4 理事の任期中に新たな理事を追加した場合、追加した理事の任期は他の理事の任期満了までとする。

5 理事の人数は5人以上30人以内とする。

6 理事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事に給与を支給することができる。

(会長)

第7条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長は理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で会長が退任し新たな会長が選出された場合、新たな会長の任期は前任者の任期満了までとする。
- 5 会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(副会長)

第 8 条 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は 1 人以上 4 人以内とし、理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 副会長の任期中に新たな副会長を追加した場合、新たな副会長の任期は他の副会長の任期満了までとする。
- 5 副会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(理事会)

第 9 条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
- 3 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(運営委員)

第 10 条 協議会に運営委員をおく。運営委員は協議会の運営において会長を補佐する。

- 2 運営委員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 運営委員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 4 第 3 項の規定にかかわらず、理事会決議または総会決議によって運営委員を罷免することができる。
- 5 運営委員の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で運営委員に給与を支給することができる。

(監事)

第 11 条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 監事の人数は 1 人以上 3 人以下とする。
- 6 監事が会長・理事・運営委員を兼務することはできない。
- 7 監事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で監事に給与を支給することができる。

(顧問)

第 12 条 協議会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。

(総会)

第 13 条 総会は会長が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に臨時総会を開催すること

ができる。

- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の3分の1の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

#### （入会）

第14条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

#### （退会）

第15条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

#### （除名）

第16条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### （事務局）

第17条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は運営委員の中から理事会が任命する。
- 3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 4 事務局員の任免は理事会が行う。

#### （事業年度）

第18条 協議会の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

#### （規約の変更）

第19条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員（委任状を含む）の3分の2の賛成による議決を要する。

#### （解散）

第20条 協議会の解散は、総会において正会員総数の3分の2により議決（委任状を含む）する。

#### （附則）

第21条 協議会設立直後の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から翌年5月31日までとする。

- 2 協議会設立時の会長および副会長は、第10条第2項および第11条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。
- 3 2013年6月1日から始まる事業年度は、2013年7月27日に行った本規約第18条の改正にともない、2014年4月30日までとする。